

【公報種別】意匠公報の訂正

【発行日】令和7年10月30日（2025.10.30）

【登録番号】意匠登録第1810898号（D1810898）

【掲載公報発行日】令和7年10月20日（2025.10.20）

【年通号数】登録公報（意匠）2025-194

【意匠分類】E3-011

【出願番号】意願2025-6601（D2025-6601）

【訂正の要旨】【権利譲渡・実施許諾】に脱漏があったので以下のとおり訂正する。

（19）【発行国】日本国特許庁（JP）

（45）【発行日】令和7年10月20日（2025.10.20）

（12）【公報種別】意匠公報（S）

（11）【登録番号】意匠登録第1810898号（D1810898）

（24）【登録日】令和7年10月9日（2025.10.9）

（54）【意匠に係る物品】運動補助器具

（52）【意匠分類】E3-011

（51）【国際意匠分類】Loc（15）C1.21-02

（21）【出願番号】意願2025-6601（D2025-6601）

（22）【出願日】令和7年4月1日（2025.4.1）

（72）【創作者】

【氏名】千島 直樹

【住所又は居所】千葉県印西市浦部163-5

（73）【意匠権者】

【識別番号】723010429

【氏名又は名称】千島 直樹

【住所又は居所】千葉県印西市浦部163番地5

【新規性喪失の例外の表示】意匠法第4条第2項の適用申請が有りました。

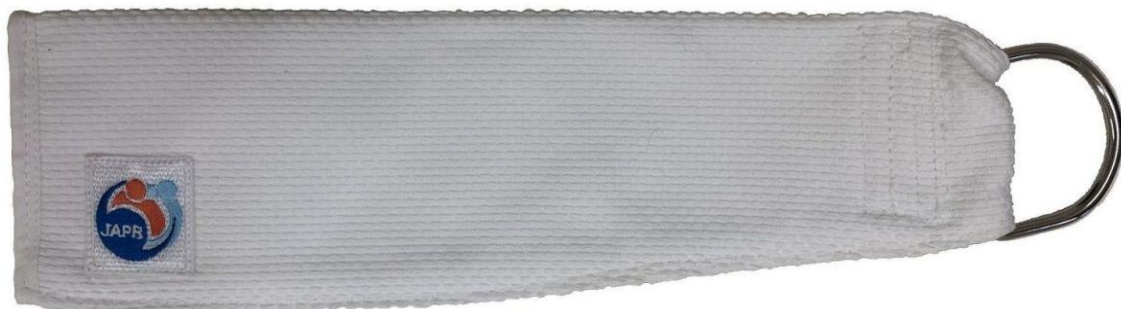
【権利譲渡・実施許諾】意匠権者において、実施許諾の用意がある。

【審査官】江塚 尚弘

（55）【意匠に係る物品の説明】この意匠に係る物品は、柔道衣袖部を模した袋状の織物部とコードチューブ等の牽引器具と接続するDリングで構成される、牽引強化を目的とした運動補助器具である。

【図面】

【正面図】



【背面図】



【左側面図】



【右側面図】



【平面図】



【底面図】



【使用状態を示す参考図】

